行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所
	JPロジスティクス株式会社 (法人番号3120901014851)代 表者 安達 章	大阪府大阪市中央区 本町3丁目4番8号	三木小野支店	兵庫県小野市樫山町 後ノ谷1471-40	輸送施設の使用停止 (10日車) +輸送の安 全確保命令	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和6年3月7日及び同年3月21日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項~第3項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督違反【一部が通り】(安全規則第10条第1項)、(3)運行管理者に対する指導及び監督違反【指導監督不適切】(安全規則第22条)	1	1
令和6年7月12日	司運輸株式会社(法人番号 3120101032927)代表者 竹 中 司郎	大阪府藤井寺市国府 2-4-3	本社	大阪府藤井寺市国府2 丁目116番地の1	(30日車)	第9条第1項	令和5年10月4日及び同年10月30日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車車達法事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び東京、(2)「貨物自動車運送等業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び東京、(3)点呼の基準で、(3)点呼の定域で、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第1項~第3項)、(4)点呼の記錄違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第6項)、(5)業務の記錄違物目動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督。指針」による運転者に対すして行う指導及び監督を指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第19及び解任の未届出違反(安全規則第19条)	3	3
令和6年7月18日	株式会社白井組(法人番号 1140001082898)代表者 白 井 勝大	兵庫県宝塚市弥生町3 番3号	本社	兵庫県宝塚市弥生町3 番3号	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和5年12月1日、同年12月6日及び令和6年1月22日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)業務の記録達反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)、(2)(3)運行記録計による記録違反【記録】【記録の改ざん・不実記録】(安全規則第9条)、(4)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項」、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	7	7
令和6年7月19日	エヌアイシー物流株式会社 (法人番号6140001003486)代 表者 石川 義宏	兵庫県神戸市灘区摩 耶埠頭1摩耶業務セン ター	本社	兵庫県神戸市灘区摩 耶埠頭1摩耶業務セン ター	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和5年8月29日、公安委員会からの通報を端緒に 監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 点呼の 実施違反[未実施](安全規則第7条第1項~第3 項)、(2) 点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反[記載事項等の不備](安全規則第8条)、(4)運転者等時候 [記載事項等の不備](安全規則第8条)、(4)運転者等時候 [記載事項等の不備](安全規則第9条の5第1項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項、(6)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び 運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診 状況】(安全規則第10条第2項)	1	1

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
	サンコー運送株式会社(法人 番号7120001014930)代表者 木村 智子		本社	大阪府大阪市城東区 永田2-5-5	輸送施設の使用停止 (25日車)	第17条第1項第2号	令和5年10月11日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 点車整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2) 整備管理差別の一個人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	3	3
令和6年7月24日	北谷 選輝	奈良県磯城郡三宅町 大字但馬269番地の1	本店	奈良県大和郡山市矢 田山町28番地1	文書警告	第17条第4項	令和6年6月13日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)、(2)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存違反(安全規則第10条第1項)	0	0
	桜花運輸株式会社(法人番号9160001013299)代表者 武島 政継	10-30	本社	滋賀県栗東市大橋5- 10-30	文書警告	第17条第1項第1号	令和6年6月14日、健康起因による死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業論送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項~第3項)、(3)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項~第3項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	0	0
	株式会社高吉運送(法人番号7140001059965)代表者 高吉 智也	兵庫県姫路市南条1- 130	本社	兵庫県姫路市南条1- 130	文書警告	第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(その他道路交通法の違反行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0